

沖縄県樋川立体駐車場管理規程

1 名称

沖縄県樋川立体駐車場

所在地 那覇市樋川2丁目10番10号

2 駐車場管理者

(1) 所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

(2) 名称 沖縄県（所管課：土木建築部都市計画・モノレール課）

(3) 代表者 沖縄県知事 玉城 康裕

(4) 電話 098-866-2408（所管課直通）

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 駐車場の利用方法及び事故（第6条－第11条）

第3章 駐車料金及び算定等（第12条－第18条）

第4章 引取りのない車両の措置（第19条－第22条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第23条－第27条）

第6章 雑則（第28条）

附 則

第1章 総則

（通則）

第1条 沖縄県樋川立体駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第25号。以下「条例」という。）及び沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年沖縄県規則第25号）に定めるもののほか、この規程による。

2 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び条例第6条第1項の規定に基づき指定した指定管理者が行う。

（駐車場の利用）

第2条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認の上、駐車場を利用するものとする。

(供用時間及び入出場時間)

第3条 駐車場の供用時間は午前0時から午後12時までとし、入出場時間も当該時間とする。

2 前項の規定にかかわらず駐車場管理者（以下「管理者」という。）は、特別の理由があると認めるときは、その旨をあらかじめ県公報で告示することにより、入出場時間を変更することができる。

3 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の午後12時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、管理者の判断によりこれを延長することができる。

(供用の休止等)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の全部又は一部について、供用の休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避を行うことができる。

(1) 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、ガス中毒、施設及び器物（以下「施設等」という。）の損壊、交通事故、伝染病その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上、供用の継続が適当でないとして認められる場合

(3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、管理上緊急の措置をとる必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第5条 駐車場に駐車することができる車両は、普通自動車で積載物又は取付物を含めて長さが5.0メートル、幅が2.5メートル、高さが2.1メートル及び重量が2.0トンを超えないものに限る。

第2章 駐車場の利用方法及び事故

(駐車場の入出等)

第6条 利用者は、車両を入場させるときは、入口において駐車券の発行を受けるものとする。ただし、定期駐車券による駐車場の利用（以下「定期駐車」という。）の場合は、入口において定期駐車券の確認を受けるものとする。

2 利用者は前項の駐車券又は定期駐車券を携帯し、管理者が請求した場合には、これを提示するものとする。

3 利用者は、車両を出場させようとするときは、係員又は料金精算機において、駐車券を返却し、駐車料金（条例に規定する「駐車料」のことをいう。以下同じ。）を納付し、必要に応じて駐車料金領収証を受領したのち、出場するものとする。

4 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）が車両を出場させようとするときは、出口の料金精算機において停車し、定期駐車券の確認を受け、必要に応じ不足料金を納付した後に出場するものとする。

5 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。
（駐車位置）

第7条 管理者は、利用者の駐車位置を指定することができる。

2 管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者に対し駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）

第8条 利用者は、駐車場内の車両通行に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 車両を運転するに当たり、法令に定められた資格を有すること。
- (2) 徐行すること。
- (3) 追い越しをしないこと。
- (4) 歩行者を優先すること。
- (5) 駐車区画から出る車両の通行を優先すること。
- (6) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (7) 標識、標示及び係員の指示に従うこと。
- (8) その他交通関係法令の定めるところに準じて通行すること。

（遵守事項）

第9条 利用者は、前条に掲げるもののほか、駐車場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは施錠する等により盗難防止に努めること。
- (2) 駐車位置以外の場所又は車路をみだりに使用しないこと。
- (3) 他の利用者の駐車位置、管理室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 喫煙又は火器を使用しないこと。
- (5) 廃棄物、引火物、爆発物その他の危険物又は人に危害を及ぼすおそれがあると認められるものを持ち込まないこと。
- (6) ごみは持ち帰ること。
- (7) 駐車場内において宿泊しないこと。
- (8) 車両の洗浄又は修理等をしないこと。
- (9) 駐車場内において、文書、物品等の掲示、配布及び陳列、営業、演説、宣伝、募金、

署名等の運動並びに集団行動、遊戯、飲酒、物乞い等の行為をしないこと。

- (10) 駐車場の施設等及び車両等（車両並びに積載物及び取付物を含む。以下同じ。）を損傷（滅失、毀損及び汚損をいう。以下同じ。）しないこと。
- (11) 他の車両の事故又は他の車両等に異常の発生を発見した場合は、管理者に連絡すること。
- (12) 事故が発生したとき又は駐車場の施設等若しくは他の車両等を損傷した場合は、管理者に直ちに届け出ること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、管理者の業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

（駐車拒否等の措置）

第 10 条 管理者は、駐車場が満車である場合は入場の受付を停止するほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設等又は他の車両等を損傷するおそれがあると認められる場合
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けている場合
- (3) 騒音又は臭気を発する場合
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付け、又は液汁を出し、若しくはこぼすおそれがある場合
- (5) 酒気を帯び、又は無謀な運転を行うおそれがある場合
- (6) 前条各号に掲げる事項を遵守できないと認められる場合
- (7) その他管理者が駐車場の管理上支障があると認める場合

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、車両の出場を拒むことができる。

- (1) 利用者が、正当な理由なく駐車券を返納しない場合
- (2) 出場する際に所定の駐車料金を納付しない場合又は定期駐車券を提示しない場合
- (3) 駐車場で事故を起こし、又は駐車場の施設等若しくは他の車両等を損傷した場合
（事故等に対する措置）

第 11 条 管理者は、次に掲げる事項が生じた場合は、車両等の移動その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある場合
- (2) 利用者が駐車場の施設等又は車両等を損傷した場合
- (3) 利用者、駐車場の施設等若しくは車両等に異常を発見し、又は被害の発生があった場合

2 管理者は、前項に規定する措置を講ずるにあたり、緊急の場合には、利用者の同意を

求めないで応急の措置をとることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(駐車時間)

第12条 駐車料金を算出するための駐車時間は、入場の際に駐車券に記載した時刻から出場の時刻までの時間とする。

(時間制駐車料金及び回数駐車券)

第13条 駐車料金は、車両1台につき別表の普通駐車のとおりとする。

2 管理者は、回数駐車券（プリペイドカード（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により記録されている金額に応ずる対価を得て発行されるカードで、駐車料金の納付のために使用することができるものをいう。）を含む。）を発行することができる。この場合の回数駐車券の額は、前項の駐車料金の額から1割減じた額とする。

(時間制駐車料金の減額)

第14条 次に掲げる手帳の交付を受けている者が乗車している車両を出場させる際に、料金精算所において当該手帳を係員に提示した場合には、前条の駐車料金の額を5割減額する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳
- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (5) 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から交付される療育手帳

(駐車料金の不算定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する車両については、駐車料金を算定せず、駐車料金を収受しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 管理者又はその委託を受けた者が、駐車場の維持管理の目的のために使用する車両
(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券は、申込者がこの規程を承諾のうえ、所定の申込書を提出し、管理者が駐車場の利用状況を勘案して発行を決定する。

2 定期駐車については、次に掲げるもののほか、第6条から第11条までに定めるところによる。

- (1) 定期駐車の間は、月の初日から末日までの1月を単位とし、その期間の分を前納する。
- (2) 定期駐車券利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第13条の規定による。
- (3) 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることができる。この場合、管理者は定期駐車料金の割戻しを行わない。
- (4) 定期駐車券利用者は、定期駐車券に記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- (5) 定期駐車券利用者は、駐車する権利を他人に譲渡、転貸してはならない。
- (6) 定期駐車券利用者は、定期駐車券を紛失した場合には、直ちに紛失届を管理者に届けて指示を受けなければならない。
- (7) 定期駐車を終了し、又は中止するときは、定期駐車券を返却しなければならない。
- (8) 定期駐車券利用者の都合による月の中途における定期駐車の中断及び中止については、既納の駐車料金の割戻し及び払戻しを行わない。
- (9) 定期駐車券利用者が、前各号の規定に違反したとき又は駐車場内で著しく秩序を乱し管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、当該定期駐車を停止することができる。この場合、管理者は既納の定期駐車料金の割戻し及び払戻しを行わず、定期駐車券利用者は管理者の被った損害を賠償しなければならない。

3 定期駐車料金は、車両1台につき別表の定期駐車券による駐車のとおりとする。
(駐車券の紛失)

第17条 駐車券又は定期駐車券を紛失した場合は、所定の紛失届を管理者に提出し、その申出に係る車両の出場に関し正当な権限を有することが確認された場合に限り、出場できるものとする。

2 前項の紛失届を提出して出場する場合は、管理者が適当と認める時刻を入場の際の駐車券に記載された時刻とみなして駐車料金を算定し、これを納付するものとする。

3 前項の規定により駐車料金を納付した後、紛失した駐車券が発見されたときは、速やかに入場時刻を確認して駐車料金を確定し、過納又は不足が生じたときは精算するものとする。

(駐車料金の返還)

第18条 管理者は、次に掲げる事項に該当する場合は、駐車料金を返還することができる。

- (1) 定期駐車券を発行した場合において、駐車場の全部の供用を休止したときは、請求に基づきその事由が生じた日以後使用できなくなった日数を当該定期駐車券の有効期間の日数で除して得た数を定期駐車券による利用料金の額に乗じて得た額を返還する。ただし、1円未満の端数については、切り捨てる。
 - (2) 駐車券又は定期駐車券を紛失したため、管理者が指示した駐車料金を納めて出場し、その後駐車券又は定期駐車券が発見された場合は、当該納付額（時間制駐車にあっては、当該納付額から実際に駐車した利用料金の額を減じた額）を返還する。
- 2 前項各号に該当する者が駐車料金の返還を受けようとするときは、所定の駐車料返還申請書を管理者に提出しなければならない。

第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第19条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第3条第3項に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車利用者が定期駐車を終了、中止又は停止となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第20条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両等（車内も含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第21条 管理者は、第19条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を

利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両等を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第 22 条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者又は所有者等を確知することができない場合であつて、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定より車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び賠償責任

(保管責任)

第 23 条 管理者は、利用者へ駐車券を発行したときから同券を回収するときまで（定期駐車にあつては、定期駐車券を確認して入場させたときから同券を確認して出場させたときまで）、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出場の際に駐車券を回収して（定期駐車にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出場させたときには、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する賠償責任)

第 24 条 管理者は、車両保管にあたり、第26条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第 25 条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、一切賠償の責を負わない。

(車両又は利用者の損害に関する免責)

第 26 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する事由により生じた車両等又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 天災地変その他の不可抗力又は管理者の責に帰さない事由によって生じた浸水その他の事故
- (2) 車両等が原因で生じた事故及び車両等の管理不十分
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内の事故
- (4) 第 4 条の規定による休止等
- (5) 第 11 条の規定による措置
- (6) 法令に基づく命令又は強制執行

(利用者の賠償責任)

第 27 条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その責を負うべき者に対して速やかに損害賠償及び費用の負担を請求するものとする。

第 6 章 雑則

(この規程に定めのない事項)

第 28 条 この規程に定めのない事項については、法令の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。(令和 2 年 4 月 30 日都市計画・モノレール課長決裁)
- 2 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(令和 4 年 10 月 14 日都市計画・モノレール課長決裁)

別表（第 13 条、第 16 条関係）

区分	駐車料金の額
普通駐車（普通自動車に限る。）	1 台 1 時間につき 300 円（使用時間が 2 時間を超え 12 時間までの場合にあつては、700 円）
定期駐車券による駐車（普通自動車に限る。）	1 台 1 月につき 10,000 円

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）に規定する普通自動車をいう。
- 2 駐車場の使用時間が 12 時間を超える場合にあつては、12 時間ごとにこの表に掲げる駐車料（普通駐車に限る。）の額を算出し、これらの額を合算した額とする。